

防災行政無線の情報伝達試験を実施します

自然災害や武力攻撃などの発生時に備えて、防災行政無線を利用した全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験を、次のとおり実施しますのでご注意ください。

- ▶試験日時 2月15日(水)午前11時ごろ
- ▶放送内容 上りチャイム音→「これはJアラートのテストです(3回繰り返し)。こちらは防災行田です」→下りチャイム音
※Jアラートとは、国が把握した時間的に余裕がない緊急情報を市町村の防災行政無線などを利用して瞬時に伝達するシステムです。
- ▶問い合わせ 危機管理課(内線282)



納期のお知らせ (2月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)

- 国民健康保険税・・・8期
- 後期高齢者医療保険料・・・8期
- 介護保険料・・・8期

納期限 2月28日(火)

- ・市税などの納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。
- ・納付の相談は随時窓口で実施しています。

▶問い合わせ 税務課(内線236・237)

特別徴収(年金からあらかじめ差し引かれる方)

2月支給の年金から差し引きます。

- ①市県民税
- ②国民健康保険税
- ③後期高齢者医療保険料
- ④介護保険料

▶問い合わせ ①税務課(内線231)
②保険年金課(内線271)
③保険年金課(内線227)
④高齢者福祉課(内線277)

行田市公式LINEアカウントにご登録ください

行田市公式LINEアカウントでは、市の取り組みやイベントなどの行政情報の他、災害時には迅速な情報提供など、さまざまな情報を発信しています。ぜひご登録ください。

▶登録方法 二次元コードを読み取り登録してください。



受信設定を忘れずに!

本アカウントは、利用者が希望する情報のみ配信する「セグメント配信」で運用しています。受信設定で選択していない情報は原則配信されませんので、登録後は必ず設定を行ってください(選択後変更可)。

▶設定方法 LINEトーク画面内にある「利用者設定」または二次元コードを読み取り、希望する情報を選択してください。



▶問い合わせ 広報広聴課(内線318)

コミュニティセンターみずしろのロッカー使用申し込みを受け付けます

- ▶使用期間 4月1日(土)から1年間
- ▶貸出回数 30台(1団体につき1台まで)
- ▶利用可能団体 コミュニティセンターみずしろを定期的(月1回以上)に利用している団体 ※代表者が市内在住であること
- ▶使用料 無料
- ▶その他 申し込みが貸出回数を上回った場合は、公開抽選により使用団体を決定します(抽選の場合は別途、連絡します)。
- ▶申し込み 2月15日(水)～28日(火)午前9時～午後5時に直接または電話で地域活動推進課に団体名、代表者氏名・住所・電話番号を伝えてください。
- ▶問い合わせ 同課協働推進グループ(内線253)

2月は省エネルギー月間です

私たちの豊かな暮らしは、エネルギーの消費によって成り立っています。日常生活に欠かすことのできない電気、ガス、水道はもちろん、現代社会の土台になっている運輸、通信なども全てエネルギーを利用していますが、エネルギーの大量消費は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の増加につながります。特に、冬の期間は暖房などによるエネルギーの消費量が増えることから、国では毎年2月を「省エネルギー月間」と定め、省エネルギーの推進を呼び掛けています。

このまちで暮らす私たちも、毎日の生活を少しだけ見直して、みんなで「行田エコタウン」をつくっていきましょう。

今日からできる冬の省エネ行動

- ・重ね着をして、暖房の温度を下げたり、利用時間を減らしたりしましょう。
- ・使わない家電製品は、コンセントからプラグを抜くか主電源を切りましょう。
- ・部屋を出るときは、明かりを消しましょう。
- ・風呂は冷めないうちに、家族で続けて入りましょう。
- ・シャワーは流しっ放しにせず小まめに止めましょう。

▶問い合わせ 環境課 ☎556—9530

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第4期納期限 2月28日(火)

受益者負担金は、下水道共用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった場合は、下水道課までご連絡ください。

▶問い合わせ 同課業務グループ ☎564—0303

各種相談 (2月15日～3月14日)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、急きょ中止または延期とする場合があります。

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	2月28日(火) ※予約は2月1日(水)から 3月9日(木) ※予約は2月15日(水)から	午前9時30分～正午 午後1時30分～4時	地域活動推進課 (内線252)
行政機関に対する意見・要望	産業文化会館 2階会議室	2月20日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター (内線495)
相続、遺言、離婚、日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	3月8日(水)※予約制	午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼玉支部 ☎564—0104
結婚	コミュニティセンターみずしろ 102会議室	2月19日(日)	午前10時～正午	NPO法人行田結婚支援センター ☎090—2416—9692
夫婦関係・DVなど(予約制) ※女性相談員対応	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556—9301
人権	南河原隣保館	3月8日(水)	午後1時30分～3時30分	人権推進課 (内線221)
税務(予約制)	関東信越税理士会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く) ※予約受け付けは毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会行田支部 ☎554—1411
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	税務課(内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	3月7日(火)	午後5時15分～7時	水道課 ☎553—0131

▼問い合わせ 環境課 ☎556—9530

さしあげます

▷学習机 ▷製図台 ▷座卓 ▷鳥居 ▷衣類乾燥機
▷車用腰痛クッション ▷電動三輪車 ▷ベビーカー
▷ホットカーペット

ゆずってください

▷電気ポット ▷掃除機 ▷ミシン ▷ロックミシン
▷大人用自転車 ▷ダンベル ▷ノートパソコン ▷FAX付電話機
▷ハイチェア ▷製麺板、麺棒、こね鉢
▷椅子 ▷オープンレンジ ▷石油ファンヒーター ▷電子レンジ ▷ヘアアイロン

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制となりますので、紹介後は、本人同士で話し合いの上、無償で品物の受け渡しを行ってください。なお、登録期間は3カ月です。登録受け付けの際、写真を提供していただける方は、その旨を申し出てください。

不用品情報(無料)